

2024年4月30日

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)『あしたも充実2』を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:藏田 順)は、平準払いの個人年金保険『あしたも充実』を改定し、『あしたも充実2』として2024年5月1日から発売します。「トンチン性」*1のしきみを活用した外貨建個人年金保険としては**業界初***2となる「**三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)**」や**保険料払込の自在性を高める新機能**等を追加します。



あしたも**充実2** 改定のポイント



Point 1 : 三大疾病で所定の状態に該当した場合、**保険料払込が免除**されます

三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)を付加することで、保険料払込期間中に三大疾病(ガン(悪性新生物*3)、心疾患、脳血管疾患)により被保険者が所定の状態に該当された場合、**将来の保険料の払込みが免除**されますので、万が一の際にも契約を継続することができます。

※ 本特約は、募集代理店によってお取扱いのない場合があります。

Point 2 : **保険料払込の停止・再開、保険料払込期間の延長**の取扱いを追加

契約日から10年以上保険料が払込まれている場合、保険料払込期間中に限り、保険料の払込みを**停止**することができます。停止後、契約者のお申し出により保険料の払込みを**再開**することもできます。また、所定の範囲内で保険料払込期間を**延長**(年単位・最長5年)することができ、ライフプランの変化に柔軟に対応できます。

Point 3 : **年金の受取り方がさらに充実**

年金支払日の為替レートが、契約者が指定した為替レートと同じまたは円安の場合は円で受取り、円高の場合は年金を**契約通貨のまま据置く**ことができます(円建受取額確保サポート機能)。また、年金の**分割支払**や、公的年金の補完として活用できる**奇数月支払**を選択できます。

Point 4 : **据置期間中・繰下げ期間中もトンチン性**で年金原資を大きく

据置期間中・繰下げ期間中も死亡保険金や解約払戻金を抑制することで、トンチン性を活かして年金原資をより大きくすることができます。

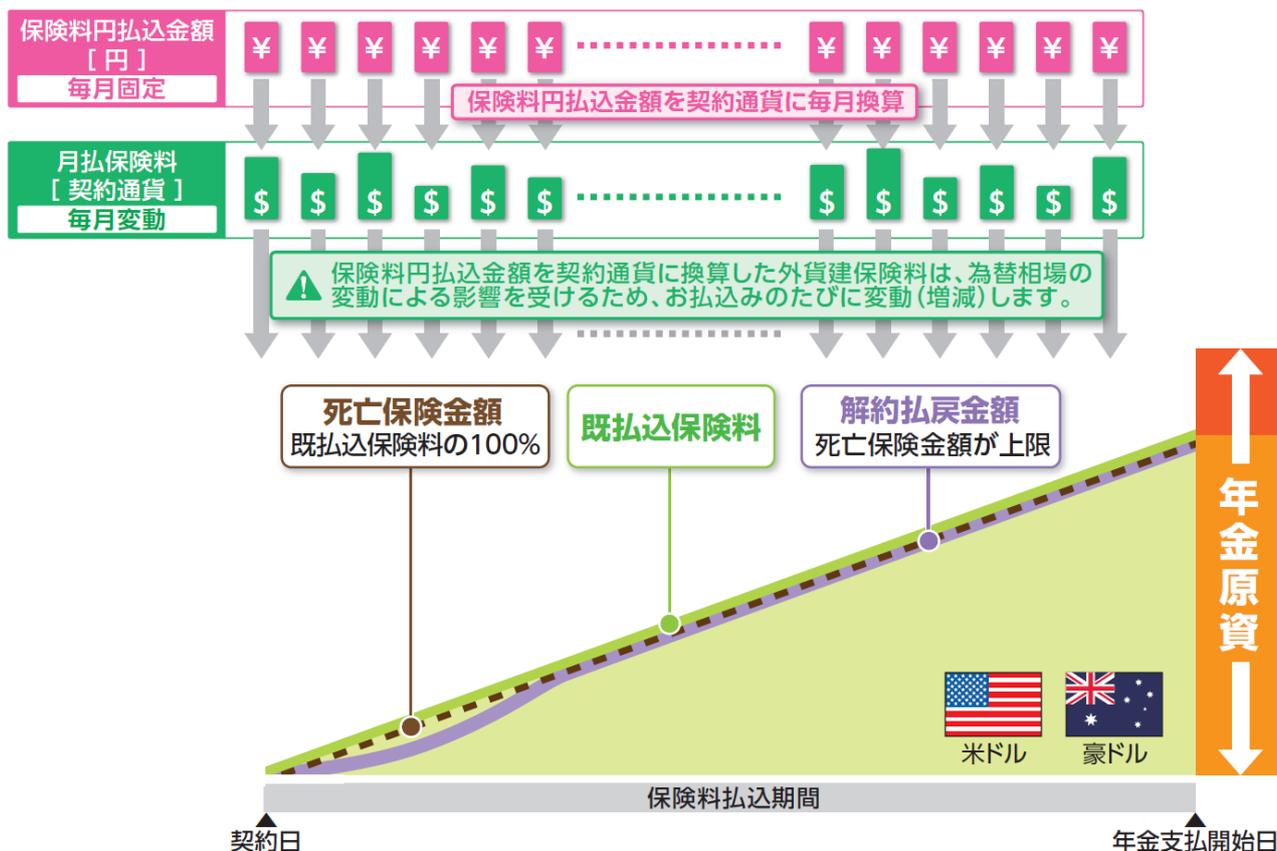
『あしたも充実2』は、「長期・積立・分散」投資によりお客さまの資産形成にお役立ていただける個人年金保険です。定額の保険料を円で払込み*4、その保険料を好金利の外貨に毎月換算して運用し、ふやした年金原資をもとに年金をお受取りいただけます。長期間にわたり定額の円を毎月外貨建保険料に換算することで、「ドルコスト平均法」*5の効果により、為替リスクの低減が期待できます。さらに、トンチン性のしきみを活用することによって年金原資をより大きくする工夫があります。

今般の改定により、幅広い年齢層のお客さまが、長期にわたって資産形成をするなかで生じるライフプランの変化に、さらに柔軟に対応できるようになりました。

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの資産形成や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

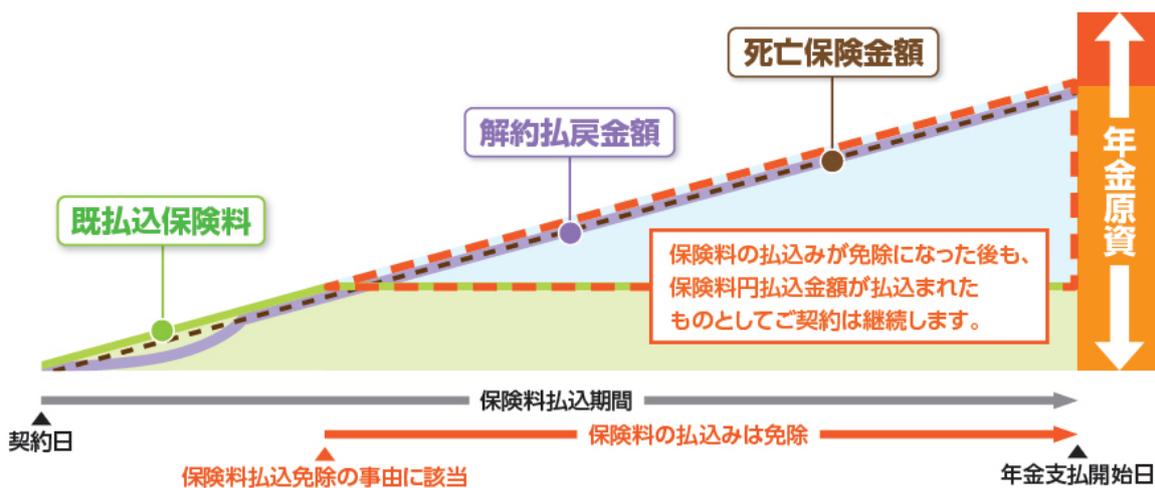
- *1 「トンチン性」とは、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしきみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができる保険の性質を指します。
- *2 2023年11月三井住友海上プライマリー生命調べ
- *3 上皮内ガンは除きます。
- *4 保険料の払込プランは月払のほか、半年払、年払、前納の4つのプランから選択いただけます。
- *5 「ドルコスト平均法」とは、価格が変動する商品を定期的に一定額購入して、平均購入単価を平準化することを期待する投資手法を指します。

■商品イメージ図(100%保障型の場合)



三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)を付加した場合

保険料払込期間中に、被保険者が三大疾病により所定の状態に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。免除後も、保険料円払込金額が払込まれたものとしてご契約を継続します。



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。
 ※商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨	米ドル／豪ドル	
保険料 円払込金額	最低	月額5千円(千円単位)
	最高	月額40万円
保険料払込方法	月払	
保険料の払込プラン	月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納	
保険料払込経路	口座振替／クレジットカード払い ※第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みも可能です。 ※前納する場合は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みとなります。 ※クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱いとなります。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～80歳	
保険料払込期間／据置期間	保険料払込期間：10年～50年／据置期間：1年～30年 ※据置期間は設定しないこともできます。 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。	
年金支払開始年齢	10歳～90歳	
年金支払期間	確定年金：5・10・15・20年／ 年金総額保証付終身年金・保証期間付終身年金：終身	
保険料円払込金額の減額	減額後の毎月の保険料円払込金額5千円以上 ※減額後、毎月の保険料円払込金額が5千円以上であること、保険料一括払期間中または前納期間中でないことが必要です。	
保険料円払込金額の増額	お取扱いいたしません	
一部解約	お取扱いいたしません	
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。	
付加できる主な特約	三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)*、 個人年金保険料税制適格特約、遺族年金支払特約、円支払特約、 年金円支払特約、円換算額自動確保特約、年金分割支払特約、 年金奇数月支払特約、指定代理請求特約	

* 募集代理店によって、お取扱いのない場合があります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お申込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動（増減）します。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●年金支払開始日前にご負担いただく費用

- ・払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・年金支払開始日前に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は 0.01% を下回ることはありません。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
※これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。
※指標金利、基準利率および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約(平準払用)レート	TTM+50銭*
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

* 年払プランおよび前納の場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

●年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。